

## 「江南市防犯カメラ設置費補助金」よくある質問

### Q.1

個人は補助の対象とはならないのか。

A.

犯罪の発生の抑制を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、防犯カメラを設置する町内会、自治会、区等を対象としていますので、個人は対象となりません。

### Q.2

リースとレンタルは補助対象となるのか。

A.

原則は対象外ですが、リース契約において所有権が契約者に帰属する場合は、「現場出向費」、「事務手数料」、「カメラ取付費」が補助対象となります。

### Q.3

補助対象経費について、防犯カメラ及び表示板の購入・設置に係る費用以外で、維持管理や修繕に係る費用は対象となるのか。

A.

機器等の購入費や工事費が補助対象経費として対象となりますが、維持管理や修繕に要する費用は対象外です。

#### (1) 購入費(例)

防犯カメラ、録画装置、防犯カメラの設置を示す看板、ソーラーパネルの購入費等  
※ダミーカメラは対象となりません。

#### (2) 工事費(例)

防犯カメラ設置用の鉄柱、ケーブル等の設置工事費、試験調整費等

### Q.4

工事はどのタイミングで着手すればよいか。

A.

事業を開始する前に必ず交付申請をおこなっていただき、その申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を行いますので、交付決定後に申請内容に基づいて設置工事を開始してください。

交付決定前に着手されると補助金制度を利用できませんのでご注意ください。

### Q.5

防犯カメラを設置する場合の手続きを教えてください。

A.

別紙「江南市防犯カメラ設置費補助金について」をご確認ください。

Q.6

防犯カメラの設置や運用について、何か参考になるものはあるのか。

A.

市では、防犯カメラの有用性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用できるよう「防犯カメラの設置・運用に関するガイドライン」を策定しています。市のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

Q.7

防犯カメラはどのタイミングで撤去・移設ができるのか。

A.

補助金の対象となった防犯カメラは、設置年度から5年は撤去や移設ができませんので、設置年度から5年が経過後に撤去や移設が可能となります。

Q.8

工事業者に見積書の作成を依頼する際に、何か注意することはあるのか。

A.

設置箇所が複数の場合は、設置箇所ごとの内訳が分かるよう、見積書の作成を工事業者に依頼してください。

【見積例】

見積書

〇〇区様

株式会社△△

合計金額（税込） 572,000 円

【内訳】

① 〇〇町〇〇1-2（〇〇町会館前）

- ・防犯カメラ 20,000×1 台=20,000 円
- ・録画装置 35,000×1 台=35,000 円
- ・設置工事費 1 式 150,000 円
- ・諸経費 1 式 50,000 円

小計 255,000 円

消費税 25,500 円

計 280,500 円

② 〇〇町〇〇3-10（△△公園西口入口）

- 防犯カメラ 25,000×1 台=25,000 円
- 録画装置 40,000×1 台=40,000 円
- 設置工事費 1 式 150,000 円
- 諸経費 1 式 50,000 円

小計 265,000 円

消費税 26,500 円

計 291,500 円

①+②より 572,000